

医療法人財団浩誠会 霧島杉安病院

- I 理事長（管理者）杉安 浩一郎
- II 診療科目内科 循環器内科 消化器内科 外科 整形外科 脳神経外科
リウマチ科 リハビリテーション科 放射線科 泌尿器科
- III 病床数109床
- IV 外来診療時間平日 午前 8 時 30 分 ～ 12 時 00 分
午後 13 時 30 分 ～ 17 時 00 分
土曜日 午前 8 時 30 分 ～ 12 時 00 分
休診日 日曜日・祝祭日・年末年始
（ただし急患の方は時間外でも診療いたします）

V 入院基本料および看護体制について

- ① 東 3 階病棟
定員 35 人の一般病棟で、一般病棟入院基本料の急性期一般入院料 6（22 床）と地域包括ケア入院医療管理料 2（13 床）を算定しています。
 - 当該病棟は 1 日 11 人以上の看護職員が勤務しています。
 - 朝 9 時から夕方 17 時までの看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。
 - 夕方 17 時から翌朝 9 時までの看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 18 人以内です。
- ② 東 2 階病棟
定員 34 人の療養病棟で、回復期リハビリテーション病棟基本料 2 を算定しています。
 - 当該病棟は 1 日 8 人以上の看護職員と 4 人以上の介護職員が勤務しています。
 - 朝 9 時から夕方 17 時までの看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です。
 - 夕方 17 時から深夜 1 時までの看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 17 人以内です。
 - 深夜 1 時から朝 9 時までの看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 17 人以内です。
- ③ 西 3 階病棟
定員 26 人の療養病棟で、療養病棟入院基本料 1 を算定しています。
 - 当該病棟は 1 日 4 人以上の看護職員と 4 人以上の介護職員が勤務しています。
 - 朝 9 時から夕方 17 時までの看護職員・介護職員それぞれ 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です。
 - 夕方 17 時から翌朝 9 時までの看護職員・介護職員それぞれ 1 人当たりの受け持ち数は 26 人以内です。

VI 入院診療計画、院内感染防止対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共働して、患者様に関する診療計画を策定し、入院後7日以内に文書によりお渡ししています。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策の基準を満たしています。

VII 当院は、九州厚生局長に下記の届出を行っています。

1) 入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適温、適時（夕食については午後6時以降）で提供しています。

2) 基本診療料及び特掲診療料の施設基準に係る届出

- 急性期一般入院料6 ○重症者等療養環境特別加算 ○療養環境加算 ○食堂加算
- 地域包括ケア入院医療管理料2 ○看護職員配置加算
- 療養病棟入院基本料1 ○療養病棟療養環境加算1
- 回復期リハビリテーション病棟入院料2
- 診療録管理体制加算3
- 後発医薬品使用体制加算1
- 感染防止対策加算2 ○連携強化加算 ○サーベイランス強化加算
- データ提出加算1・3 ○入退院支援加算1
- 救急医療管理加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) ○入院ベースアップ評価料43
- 輸血管理料Ⅱ
- 胃瘻造設術（医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術）
- 酸素単価（CE（定置式液化酸素貯槽）・大型ポンベ・小型ポンベ）
- 地域連携診療計画加算
- がん治療連携指導料
- 薬剤管理指導料
- 検体検査管理加算（Ⅱ）
- CT撮影(16列以上64列未満マルチスライス)及びMRI撮影(1.5テスラ以上3テスラ未満)
- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）初期加算
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）初期加算
- 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）初期加算
- 集団コミュニケーション療法料
- 在宅時医学総合管理料 又は 特定施設入居時等医学総合管理料

IX 指定医療機関

- 生活保護法による医療機関
- 身体障害者福祉法による医療機関（更生医療）
- 特定疾患治療研究事業委託医療機関
- 公害健康被害補償法による医療機関
- 労働者災害補償保険法による医療機関
- 省令に基づき認定された救急病院